

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A－1 固定局又は陸上移動業務の無線局の予備免許及び予備免許中の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条及び第11条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない（注）。
注 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
- 2 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後1月以内に電波法第10条の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、総務大臣は、電波法第10条に規定する落成後の検査を実施する旨通知しなければならない。
- 3 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。また、この工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（電波法第3章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- 4 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
(1) 工事落成の期限 (2) 電波の型式及び周波数 (3) 識別信号 (4) 空中線電力 (5) 運用許容時間

A－2 次の記述は、陸上に開設する無線局の免許の承継について述べたものである。電波法（第20条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人について相続があったときは、その相続人は、免許人の A を承継する。
- ② 免許人たる法人が合併又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、 B 免許人の A を承継することができる。
- ③ 免許人が無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しをしたときは、譲受人は、 B 免許人の A を承継することができる。
- ④ ①により免許人の A を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に C 。

A	B	C
1 地位	総務大臣の許可を受けて	届け出なければならない
2 権利の全て	総務大臣の登録を受けて	届け出なければならない
3 権利の全て	総務大臣の許可を受けて	届け出て、その無線局の検査を受けなければならない
4 地位	総務大臣の登録を受けて	届け出て、その無線局の検査を受けなければならない

A－3 次の記述は、無線局の開設の届出等について述べたものである。電波法（第27条の34から第27条の36まで）及び電波法施行規則（第20条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 包括登録人(注)は、その登録に係る無線局を開設したとき（再登録を受けて当該無線局を引き続き開設するときを除く。）は、当該無線局ごとに、 **A** 以内で総務省令で定める期間内に、当該無線局に係る **B** その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

注 電波法第27条の32（登録の特例）第1項の規定による登録を受けた者をいう。

- ② 包括登録人は、①により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ③ 包括登録人がその登録に係る **C** を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。
- ④ ①の総務省令で定める期間は、 **A** とする。

	A	B	C
1	30日	電波の型式、周波数及び空中線電力並びに移動範囲	全ての無線局
2	30日	運用開始の期日及び無線設備の設置場所	無線局
3	15日	電波の型式、周波数及び空中線電力並びに移動範囲	無線局
4	15日	運用開始の期日及び無線設備の設置場所	全ての無線局

A－4 次の記述は、特別特定無線設備の技術基準適合自己確認等について述べたものである。電波法（第38条の33及び第38条の35）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 特定無線設備（小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるものをいう。）のうち、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの（以下「特別特定無線設備」という。）の **A** は、その特別特定無線設備を、電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）について自ら確認することができる。
- ② **A** は、総務省令で定めるところにより検証を行い、その特別特定無線設備の工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該工事設計に基づく **B** が当該工事設計に合致するものとなることを確保することができるものと認めるときに限り、①による確認（以下「技術基準適合自己確認」という。）を行うものとする。
- ③ **A** は、技術基準適合自己確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、次の(1)から(5)までに掲げる事項を総務大臣に届け出ることができる。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の種別及び工事設計
- (3) ②の検証の結果の概要
- (4) (2)の工事設計に基づく **B** が当該工事設計に合致することの確認の方法
- (5) その他技術基準適合自己確認の方法等に関する事項で総務省令で定めるもの
- ④ ③による届出をした者（以下「届出業者」という。）は、総務省令で定めるところにより、②の検証に係る記録を作成し、これを **C** しなければならない。
- ⑤ 届出業者は、届出工事設計(注)に基づく特別特定無線設備について、電波法第38条の34（工事設計合致義務等）第2項の規定による義務を履行したときは、当該特別特定無線設備に総務省令で定める **D** を付することができる。

注 ③による届出に係る工事設計をいう。

	A	B	C	D
1	製造業者又は輸入業者	特別特定無線設備のいずれも	保存	表示
2	製造業者及び販売業者	一の特別特定無線設備	総務大臣に報告	表示
3	製造業者又は輸入業者	一の特別特定無線設備	総務大臣に報告	表示
4	製造業者又は輸入業者	一の特別特定無線設備	保存	検査記録
5	製造業者及び販売業者	特別特定無線設備のいずれも	総務大臣に報告	検査記録

A－5 次の記述は、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合について述べたものである。電波法（第28条及び第72条）及び無線設備規則（第5条から第7条まで及び第14条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局の発射する電波が、総務省令で定める空中線電力の許容偏差に適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、無線局の発射する電波が、総務省令で定める発射電波に許容される占有周波数帯幅の値に適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、無線局の発射する電波が、総務省令で定める送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差に適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、無線局の発射する電波が、総務省令で定めるスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値に適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

A－6 次の記述は、空中線電力等の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「空中線電力」とは、^{せん}尖頭電力、平均電力、搬送波電力又は規格電力をいう。
- ② 「^{せん}尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高^{せん}尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される A をいう。
- ③ 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる B の周期に比較してじゅうぶん長い時間（通常、平均の電力が C ）にわたって平均されたものをいう。
- ④ 「搬送波電力」とは、 D における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される A をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。
- ⑤ 「規格電力」とは、終段真空管の使用状態における出力規格の値をいう。

	A	B	C	D
1	平均の電力	最高周波数	最大である約2分の1秒間	変調のない状態
2	最大の電力	最高周波数	最大である約10分の1秒間	通常の動作状態
3	平均の電力	最低周波数	最大である約10分の1秒間	変調のない状態
4	最大の電力	最低周波数	最大である約2分の1秒間	通常の動作状態
5	最大の電力	最低周波数	最大である約10分の1秒間	通常の動作状態

A－7 空中線電力の表示に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第4条の4）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 デジタル放送（F7W電波及びG7W電波を使用するものを除く。）を行う地上基幹放送局（注）の送信設備の空中線電力は、平均電力（pY）をもって表示する。
注 地上基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を含む。
- 2 電波の型式のうち主搬送波の変調の型式が「F」の記号で表される電波を使用する送信設備の空中線電力は、^{せん}尖頭電力（pX）をもって表示する。
- 3 電波の型式のうち主搬送波の変調の型式が「J」の記号で表される電波を使用する送信設備の空中線電力は、^{せん}尖頭電力（pX）をもって表示する。
- 4 無線設備規則第3条（定義）第15号に規定するローカル5Gの無線局の送信設備の空中線電力は、平均電力（pY）をもって表示する。

A－8 次の記述は、高圧電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。）に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第23条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、 A のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- ② 送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から B 以上のものでなければならない。ただし、次の(1)又は(2)の場合は、この限りでない。
- (1) B に満たない高さの部分が、 C 構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、 D 以外の者が出入しない場所にある場合

A	B	C	D
1 取扱者	2.0メートル	絶縁された	無線従事者
2 無線従事者	2.0メートル	人体に容易に触れない	取扱者
3 無線従事者	2.5メートル	絶縁された	取扱者
4 取扱者	2.5メートル	人体に容易に触れない	無線従事者
5 無線従事者	2.5メートル	人体に容易に触れない	取扱者

A－9 次の記述は、空中線等の保安施設について述べたものである。電波法施行規則（第26条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備の空中線系には A を、また、カウンターポイズには B をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び C の無線設備の空中線については、この限りでない。

A	B	C
1 避雷器又は接地装置	避雷器	陸上移動業務又は携帯移動業務の無線局
2 避雷器及び接地装置	避雷器	陸上移動局又は携帯局
3 避雷器及び接地装置	接地装置	陸上移動業務又は携帯移動業務の無線局
4 避雷器又は接地装置	接地装置	陸上移動局又は携帯局

A－10 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- 1 無線通信の業務に従事する者は、特定の相手方に対して行われる無線通信（暗語によるものに限る。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 2 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 5 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。

A－11 無線従事者に対する処分、無線従事者の配置並びに免許証の再交付及び返納に関する次の記述のうち、電波法（第79条）、電波法施行規則（第36条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局には、当該無線局の無線設備の操作を行い、又はその監督を行うために必要な無線従事者を配置しなければならない。
- 2 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- 3 無線従事者は、免許証を失ったため免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、発見した日から10日以内にその発見した免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 4 総務大臣は、無線従事者が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、その免許を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

A－12 次の記述は、非常時運用人による無線局（登録局を除く。）の運用について述べたものである。電波法（第70条の7及び第81条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局（注1）の免許人は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許が効力を有する間、 A ことができる。
注1 その運用が、専ら電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める簡易な操作によるものに限る。以下同じ。
- ② ①により無線局を自己以外の者に運用させた免許人は、遅滞なく、非常時運用人（注2）の氏名又は名称、非常時運用人による運用の期間その他の総務省令で定める事項を総務大臣に B なければならない。
注2 当該無線局を運用する自己以外の者をいう。以下同じ。
- ③ ②の免許人は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、 C を行わなければならない。
- ④ 電波法第74条の2（非常の場合の通信体制の整備）第2項、第76条第1項及び第3項、第76条の2の2並びに第81条の規定は、非常時運用人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- ⑤ 総務大臣は、 D その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、非常時運用人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

A	B	C	D
1 当該無線局を自己以外の者に運用させる	報告し	必要かつ適切な監督	無線通信の円滑な実施
2 当該無線局を自己以外の者に運用させる	届け出	必要かつ適切な監督	無線通信の秩序の維持
3 当該無線局を自己以外の者に運用させる	報告し	無線局の運用に関し適切な支援	無線通信の秩序の維持
4 総務省令で定める事項に限り当該無線局を自己以外の者に運用させる	報告し	必要かつ適切な監督	無線通信の円滑な実施
5 総務省令で定める事項に限り当該無線局を自己以外の者に運用させる	届け出	無線局の運用に関し適切な支援	無線通信の円滑な実施

A－13 次に掲げる事項のうち、空中線の指向特性を定めるものに該当しないものはどれか。無線設備規則（第 2 2 条）の規定に照らし、下の 1 から 5 までのうちから一つ選べ。

- 1 主輻射方向及び副輻射方向
- 2 給電線よりの輻射
- 3 空中線の利得及び能率
- 4 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- 5 水平面の主輻射の角度の幅

A－14 周波数の測定に関する次の記述のうち、電波法（第 3 1 条）、電波法施行規則（第 1 1 条の 3）及び無線局運用規則（第 4 条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第 3 1 条の規定により周波数測定装置を備え付けた無線局は、その周波数測定装置をその誤差が使用周波数の許容偏差の 3 分の 2 以下となるように較正しておかなければならない。
- 2 電波法第 3 1 条の規定により周波数測定装置を備え付けた無線局は、発射する電波の周波数を測定した結果、その偏差が許容値を超えるときは、直ちに調整して許容値内に保つとともに、その事実及び措置の内容を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。
- 3 免許人が別に備え付けた電波法第 3 1 条に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得る送信設備を有する無線局は、別に備え付けた電波法第 3 1 条の周波数測定装置により、できる限りしばしば当該送信設備の発射する電波の周波数を測定しなければならない。
- 4 電波法第 3 1 条の規定により周波数測定装置を備え付けた無線局は、できる限りしばしば他局の発射する電波の周波数を測定し、その偏差が許容値を超えていた場合は、その測定結果を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

A－15 次の記述は、固定局の検査について述べたものである。電波法（第 7 3 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び A 並びに時計及び書類を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局についてその検査を①の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合においては、①にかかわらず、その B ことができる。
- ③ ①の検査は、当該無線局（注 1）の免許人から、①により総務大臣が通知した期日の 1 月前までに、当該無線局の無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。以下同じ。）及び A 並びに時計及び書類について登録検査等事業者（注 2）（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び A 並びにその時計及び書類が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①にかかわらず、 C することができる。

注 1 人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。
2 電波法第 2 4 条の 2（検査等事業者の登録）第 1 項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	時期を延期し、又は省略する	その一部を省略
2 員数	時期を延期し、又は省略する	省略
3 員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	時期を延期する	省略
4 員数	時期を延期する	その一部を省略

B－1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- 無線局を開設しようとする者は、 ア。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。
- (1) イ 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9メガヘルツから27.2メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が ウ である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 エ のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が オ である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 エ のみを使用するもの
- (4) 電波法第27条の21第1項の登録を受けて開設する無線局

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 総務大臣の免許を受けなければならない | 2 総務大臣の検査を受けなければならない |
| 3 小規模な | 4 発射する電波が著しく微弱な |
| 5 0.5ワット以下 | 6 0.1ワット以下 |
| 7 適合表示無線設備 | 8 型式検定に合格している機器 |
| 9 1ワット以下 | 10 5ワット以下 |

B－2 次の記述は、電波の利用状況の調査等について述べたものである。電波法（第26条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 ア の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査区分（ イ 以下の周波数についての次の(1)及び(2)に掲げる無線局の種類ごとの当該(1)及び(2)に定める事項の別による区分をいう。）ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。
- (1) ウ 周波数帯（ イ 以下の周波数を電波の特性その他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。以下同じ。）、 ウ の免許人その他総務省令で定める事項
- (2) ウ 以外の無線局 周波数帯その他総務省令で定める事項
- ② 総務大臣は、利用状況調査を行ったときは、遅滞なく、その結果を電波監理審議会に報告するとともに、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を エ するものとする。
- ③ 総務大臣は、利用状況調査を行うため必要な限度において、免許人等（注）に対し、必要な事項について オ ことができる。

注 免許人又は登録人をいう。

- | | | | |
|--------------|--------------|------------|-------------|
| 1 周波数割当計画 | 2 無線設備の技術基準 | 3 3百万メガヘルツ | 4 2百万メガヘルツ |
| 5 電気通信業務用固定局 | 6 電気通信業務用基地局 | 7 公表 | 8 調査の対象者に通知 |
| 9 検査を行う | 10 報告を求める | | |

B－3 固定局の主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 固定局の免許人は、主任無線従事者を選任するときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任するときも、同様とする。
- イ 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- ウ 固定局の免許人は、その選任の届出をした主任無線従事者に総務省令で定める期間ごとに、固定局の無線設備の操作及び運用に関し総務大臣の行う訓練を受けさせなければならない。
- エ 固定局の免許人からその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- オ 固定局の免許人からその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が電波法第39条（無線設備の操作）第6項の職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。

B－4 固定局の一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- イ 無線通信は、正確に行うものとし、暗語を使用してはならない。
- ウ 無線通信は、迅速に行うものとし、できる限り短時間に行わなければならない。
- エ 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- オ 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

B－5 免許人が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣が行うことができる次の命令又は制限のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、この規定に該当するものを**1**、該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 期間を定めて行う無線局の通信事項の制限
- イ 期間を定めて行う無線局の運用許容時間の制限
- ウ 期間を定めて行う無線局の通信の相手方の制限
- エ 期間を定めて行う無線局の周波数又は空中線電力の制限
- オ 3月以内の期間を定めて行う無線局の運用の停止の命令